

徳島県告示第五百九十九号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年十二月二十日から施行する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二の三の(三)の表堺支店の項中「大阪府堺市堺区新在家町東一丁目」を「大阪府堺市堺区新在家町東一丁目」に改め、同表藍住支店コーナン藍住出張所の項を削る。